

名古屋国際中学校・高等学校 部活動ガイドライン

名古屋国際中学校・高等学校

2020年4月制定

本校は、様々な教育活動を通して生徒の心身の健全な成長を促進しています。部活動もその大事な部分を担っています。本校の生徒が部活動に意欲的に取り組むことにより、次のような効果が期待でき、ひいては「国際人」としての豊かな成長にもつながると言えます。

友情を深め、フェアプレイの精神を学ぶことができる。

達成感を得たり自己肯定感を育んだりすることができる。

異年齢の交流の中で、社会性や公共心を育むことができる。

同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くことができる。

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、および、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を元に、生徒の心身の成長を促進する部活動であるために「名古屋国際中学校・高等学校 部活動ガイドライン」を策定し、本校の部活動の在り方の指針とします。

1. 部活動の目標

- ① 体力や精神力を鍛え、宗教・文化等を乗り越えた国際的な共通の価値観を育み、「国際人」としてたくましく成長することを目指す。
- ② 勝利至上主義に陥ることなく、ルールを守る姿勢や相手を思いやる心を大切にし、社会性や公共心を育むことを目指す。
- ③ 目標に向かってたくましく努力する態度を養い、達成感や自己肯定感を得るとともに、ともに活動する仲間との豊かな人間関係を構築することを目指す。

2. 部活動の方針

- ① 顧問は、年間計画を毎年4月20日までに校長に提出する。年間計画には、次の項目を含むものとする。
部の目標、方針、組織図、休養日の設定、年間予定の概略、部費徴収の有無等
- ② 部活動が計画的で合理的な活動になるよう、顧問は毎月25日までに次月の活動予定表を提出する。月間活動予定表には、次の項目を含むものとする。
日、曜、活動時間、場所、練習・活動内容・参加予定大会、備考
- ③ 全部活動は、原則として学期中、週あたり2日（平日1日＋週末1日）以上の休養日を設ける。大会への参加等により週末に活動する場合は、代替休養日を必ず確保する。また、休養日を月間や年間単位で調整してはならない。
- ④ 休養日には、一切の活動（ミーティングや自主練習、朝練習も含む）を行ってはならない。
- ⑤ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外の多様な活動ができるよう、ある程度の休養期間を設けることとする。
- ⑥ 一日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（土曜・日曜を含む）

は3時間程度とする。

- ⑦ 活動時間には準備や片づけの時間も含む。また、活動時間を月間や年間単位で調整してはならない。
- ⑧ 体罰（学校教育法第11条に規定）は、いかなる場合であっても禁止する。体罰は、違法行為であり、生徒の心身に深刻な悪影響を与えると同時に、顧問及び学校の信用を失墜させる行為である。
- ⑨ 顧問は、原則として活動場所で指導するものとする。ただし、校務の都合で活動場所を離れる際には、活動内容や安全面等の指示を明確に生徒に示すこととする。
- ⑩ 部活動において保護者との連携を行う場合であっても、部活動が「学校管理下」の活動であることに鑑み、過重な責任負担を保護者に求めてはならない。保護者だけで活動が行われるなどは厳に慎まなければならない。
- ⑪ 顧問は生徒の安全の確保や事故防止（熱中症、落雷等の急激な天候の変化、施設設備の安全など）に十分配慮しなければならない。また、事故発生時には速やかに管理職に第一報を入れるものとする。
- ⑫ 各部活動は、活動場所及び部室等（着替えの場所も含む）の整理整頓、清掃を怠りなく実施しなければならない。また、顧問は、活動場所の解錠及び消灯・施錠の全責任を負う。
- ⑬ 顧問は、生徒の急病や怪我の場合に備えて、医療機関を受信する際の手順を予め確立しておくように努める。

3. その他

- ① このガイドライン、各部活動の年間計画および月間活動予定表は全校の生徒及び保護者に公開する。
- ② 次の場合、校長は当該部活動を活動停止とする。
部活動月間予定表を期日までに提出しない場合
休養日に活動した場合（朝練習、自主練習、生徒によるミーティングを含む）
顧問が有給休暇等の取得により、業務を離れているにもかかわらず活動した場合
体罰や部内のいじめ、問題行動が発覚した場合
校長が把握しない金銭の徴収や不明朗な会計があった場合

以上